

令和7年度 事業継続力認定制度検討委員会 審議事項

【目次】

1.認定基準の向上に関する方針	
(1)優良認定会社の定義	1
(2)優良認定における基本方針	1
(3)優良認定に関する審議事項	2
(4)評価要領・ガイドライン等の改定方針	3

令和7年度委員会における審議事項

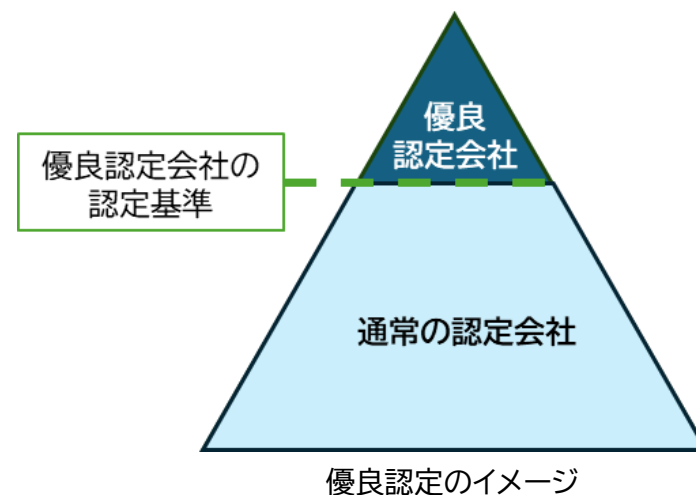
令和6年度委員会での審議・承認事項を受けて、本委員会では優良認定の開始に伴う認定基準の向上に関する審議を行う

(1) 優良認定会社の定義

優良認定会社の定義は、以下の2点を満たす建設会社とする

- ・ 災害時において、必要な人員及び資機材等の確実な確保に関する体制が構築されているとともに、訓練を通じた改善に積極的に取り組むなど、自社の**事業継続力の向上**に資する優良な取組を行っている会社
- ・ 地域・団体による各種連携訓練等を通じて、地域における**企業間連携を主導**するなど、**地域防災力※の向上を牽引**する会社

※地域防災力とは、広域災害時において建設会社による地域の応急復旧や復興等の防災力のことをいう



(2) 優良認定における基本方針

優良認定にあたっては、以下の点に留意する必要がある

- ・ **公正・公平な審査**による企業規模等による不公平感の解消
- ・ **適切な優良認定会社数の設定**によるチャレンジ意欲の醸成

(3)優良認定に関する審議事項

審議事項:認定基準の向上を図る確認項目

認定基準の向上を図る確認項目については、それぞれ以下の分類及び考え方により整理した。

確認項目の分類及び考え方

大項目	中項目	考え方
(1) 防災対応力を高める項目	①災害への備え	災害が発生する前段階において、被害を最小限に抑えるための準備に関する項目
	②初動対応と人員確保	災害発生直後から初動期にかけての対応に関する項目
	③事業継続体制の確保	災害が発生したとしても業務を継続・復旧させるための組織的・計画的な体制整備に関する項目
	④実効性を高める取組	BCPの理解・実行力を高めるための訓練・教育や、事前に必要な手続きを行う項目
(2)地域・団体間の連携に関する項目	①地域・団体間の連携	自社の事業継続に加えて、同業他社や実働を行う協力会社等における防災対応力の確保に関する項目
	②関係機関等との連携訓練	行政や団体等が主体となって行う関係機関との連携訓練に関する項目
(3)BCPの改善に関する項目	①訓練の充実化	自社で実施している訓練の高度化・充実化に関する項目
	②BCPの改善	訓練や点検等を通じた課題に対する改善の取組に関する項目

(4) 評価要領・ガイドライン等の改定方針

実施要綱の改正

- 実施要綱は、以下のとおり優良認定に関する追記を行う

【凡例】

黒字: 既存の記載事項

赤字: 追加の記載事項

(申込会社の認定)

第5条 申込会社の認定は、それぞれ次の各号に定めるところとする。

イ 第6条 評価の実施 第2項の基準を満たしたものは「認定会社」とする。

ロ 第6条 評価の実施 第3項の基準を満たしたものは「優良認定会社」とする。

(評価の実施)

第6条 評価は、書類の確認による評価(以下、「書類評価」という。)を実施するものとする。

2 書類評価は、申込書類の申込書類確認一覧(新規申請用)(様式2-①)または申込書類確認一覧(継続申請用)(様式2-②)に関する内容について、評価要領に基づき適合の可否について評価する。

3 前項の評価要領の適合に加え、申込書類の優れた取組として確認する項目リスト(様式4)に関する内容について、評価要領に基づき評価する。

4 書類評価で疑義等により必要と判断した場合は、申込会社との面接を実施するものとする。

(附則)

1. この要綱の一部改正は、令和7年2月20日から適用する。

2. この要綱の一部改正は、令和7年9月16日から適用する。